

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

旭川厚生年金 事案530

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年2月1日から同年4月1日まで
② 昭和35年6月1日から38年12月31日まで

年金制度自体を知らなかった。50歳を過ぎて、国からお金(年金)をもらえると初めて知った。61歳頃に、社会保険事務所(当時)で脱退手当金が支給されていると言われ、もらった記憶が無いと言ったが、コンピューターで記録が確認できると言われ、仕方なく諦めた。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②のA株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日(昭和38年12月31日)から約3年3か月後の昭和42年3月31日に支給されたこととされている上、同社は、40年9月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る商業登記簿謄本からも同年10月23日に閉鎖していることが確認できることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和41年7月*日に婚姻し、改姓しているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままとなっており、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の医療法人社団Aに係る被保険者記録は、資格取得日が昭和60年12月16日、資格喪失日が平成12年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月31日から同年4月1日まで
ねんきん特別便が送付され確認すると、資格喪失日の記載に相違があった。このため、勤務していた医療法人社団Aに確認したところ、資格喪失届に記載した資格喪失年月日を誤って記載し、社会保険事務所（当時）に提出していたことが判明した。

平成22年2月2日に資格喪失届（訂正）をB年金事務所に提出したが、当該届出に基づく処理は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の医療法人社団Aに係る被保険者記録は、資格取得日が昭和60年12月16日、資格喪失日が平成12年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定に

より、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、医療法人社団Aから提出のあった出勤簿（タイムカード）、賃金台帳及び雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）から、申立人は、同事業所に平成12年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及びオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めており、また、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の医療法人社団Aに係る被保険者記録は、資格取得日が平成11年4月1日、資格喪失日が12年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年3月31日から同年4月1日まで
ねんきん特別便が送付され確認すると、資格喪失日の記載に相違があった。このため、勤務していた医療法人社団Aに確認したところ、資格喪失届に記載した資格喪失年月日を誤って記載し、社会保険事務所(当時)に提出していたことが判明した。

平成22年2月2日に資格喪失届(訂正)をB年金事務所に提出したが、当該届出に基づく処理は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の医療法人社団Aに係る被保険者記録は、資格取得日が平成11年4月1日、資格喪失日が12年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、

年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、医療法人社団Aから提出のあった出勤簿（タイムカード）、賃金台帳及び雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）から、申立人は、同事業所に平成12年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及びオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めており、また、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の医療法人社団Aに係る被保険者記録は、資格取得日が平成11年5月1日、資格喪失日が12年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月30日から同年10月1日まで
ねんきん特別便が送付され確認すると、資格喪失日の記載に相違があった。このため、勤務していた医療法人社団Aに確認したところ、資格喪失届に記載した資格喪失年月日を誤って記載し、社会保険事務所（当時）に提出していたことが判明した。

平成22年2月2日に資格喪失届（訂正）をB年金事務所に提出したが、当該届出に基づく処理は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の医療法人社団Aに係る被保険者記録は、資格取得日が平成11年5月1日、資格喪失日が12年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、

年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、医療法人社団Aから提出のあった出勤簿（タイムカード）、賃金台帳及び雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）から、申立人は、同事業所に平成12年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及びオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めており、また、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月20日

ねんきん定期便で平成18年の燃料手当が記録されていないことが分かった。年金事務所の調査で事業所の届出漏れが判明し、賞与の支払届が提出されたが時効により訂正できなかつたので、正しい記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された「平成18年 燃料手当計算書」により、申立人は、平成18年10月20日にA株式会社から賞与（燃料手当）の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、燃料手当計算書における当該賞与額（燃料手当額）に係る厚生年金保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案535（事案364の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年12月1日から19年6月1日まで
私立A学校卒業（昭和18年12月1日）と同時に、技術雇員（昭和18年12月1日付け、月俸45円）を命ぜられたことがB町役場で保管していた履歴書から判明した。

申立期間について、労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間は、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法（昭和17年6月施行）の適用の期間で、労働者年金保険の加入対象は「筋肉労働者」であり、申立人のような事務系の従業員は加入対象とはならないものと考えられること、ii) 労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同様に、昭和17年1月1日（労働者年金保険制度の試行時期）に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月27日に同資格を喪失した記録となっている者が100人以上存在し、このうち連絡の取れた9人は、全て事務系（設計、試験等）の業務に就いていた旨回答していることを踏まえれば、当時、C株式会社D製作所では、労働者年金保険制度の発足時に、事務系の従業員も含めて被保険者としたものの、事務系の従業員については、17年6月27日に一斉に被保険者資格を喪失させたものと推認されること、iii) 申立人が記憶していた同僚二人には申立期間において労働者年金保険の加入記録が存在しているものの、このうち連絡の取れた一人は、「（自分は、）組立工であった。」と回答しており、申立人とは異なる業種（筋肉労働者）であったものと考えられること、iv) 連絡の取れた元従業員（事務系）からは、労働者年金保険に未加入となっている期間において労働者年金保険料を給与から控除されていた旨の証言は得られなかったこと等から、既に当委員会の決定に基づく平

成22年2月19日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

再申立てに当たり申立人は、「私立A学校卒業（昭和18年12月1日）と同時に、技術雇員（昭和18年12月1日付け、月俸45円）を命ぜられた。」と主張しており、申立人提出のB町役場で保管していた履歴書から、申立人は、申立期間において月俸者として申立事業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、「労働者年金保険被保険者必携 C株式会社D製作所」には、月俸者は労働者年金保険法の被保険者に該当しない旨の記載があり、申立人が、申立期間において労働者年金保険法の被保険者に該当していたとは考え難い。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

昭和 19 年 6 月に A 担当として B 市にあった C 有限会社に派遣され、現在の D 市 E 地区にあった事業所に勤務し、事務所の炊事を担当していたのに、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

当時の厚生年金保険被保険者証を保管しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚から提供のあった C 有限会社の職員住所録（昭和 20 年 8 月 15 日現在）に申立人の氏名が記載されていること、及び申立人の具体的な申立期間当時の記憶から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、C 有限会社 F 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は自身が所持している厚生年金保険被保険者証は C 有限会社 F 事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した際に交付されたと述べているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によれば、申立人が保管している同被保険者証に記載されている被保険者台帳の記号番号「*」は、同社の前に勤務した事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出されている上、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において申立人が主張する勤務の始期（昭和 19 年 10 月 1 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は確認できない。

また、申立人は昭和 21 年 3 月 31 日まで C 有限会社 F 事業所に勤務していたと主張しているが、申立人が同日まで勤務していた旨の証言及び資料等は得られない上、同社に係る商業登記簿謄本によれば 20 年 8 月 15 日に国からの指定が取り消され、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 10 月 8 日以降

も同社において継続して厚生年金保険の加入記録のある被保険者は、健康保険労働者年金保険被保険者名簿からは確認できない。

さらに、前述の職員住所録に氏名の記載がある 130 人のうち 18 人（申立人を含む）には C 有限会社 F 事業所における厚生年金保険の加入記録は無く、このうち 4 人（申立人を含む）は、所属欄に A 担当と記載されていることから、当時、同社においては職員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと推認できる。

加えて、前述のとおり C 有限会社 F 事業所は昭和 20 年 10 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は居所不明のため申立内容を裏付ける証言等を得ることはできず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。